

金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 に関する細則  
(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)

平 23. 1. 26 制定

平 28. 10. 7 一部改正

2020. 6. 17 一部改正

(目的)

**第 1 条** この細則は、金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 の規定に基づき、会員が行う外国為替証拠金取引に関し、顧客の損失が、当該顧客が預託する証拠金の額を上回ることがないように、会員が定めるべきロスカット取引の取扱いその他必要な事項を定め、投資者の保護、市場の公平性の確保及び業務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この細則において「ロスカット取引」又は「顧客」とは、それぞれ金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第 123 条第 1 項第 21 号の 2 に規定するロスカット取引又は顧客をいう。

2 この細則において「実預託額」とは、金商業府令第 117 条第 1 項第 27 号に規定する実預託額をいう。

3 この細則において「取引額」とは、金商業府令第 117 条第 10 項に規定する通貨関連デリバティブ取引の額をいう。

4 この細則において「ロスカット水準」とはロスカット取引の手続を開始する判断の基準となる実預託額の必要証拠金額に対する割合（％）をいい、「必要証拠金額」とは取引において会員が顧客に預託させる最低証拠金額をいう。

5 この細則において「実預託額の監視」とは、営業日中に実預託額が必要証拠金額にロスカット水準を乗じて得られた額を下回っていないかを確認することをいい、「実預託額の監視間隔」とは実預託額の監視を行う間隔をいう。

6 この細則において「レバレッジ」とは、取引額を必要証拠金額で除した値をいう。

7 この細則において「ロスカット未収金」とは、顧客が会員に支払わなければならない金銭のうち、顧客の取引がロスカット取引により決済されたときの損失が、当該顧客が預託する証拠金額を上回ることにより発生するものをいう。

(ロスカット取引の実施等)

**第 3 条** 会員は、実預託額の監視により、顧客の実預託額が必要証拠金額に会員の定めたロスカット水準を乗じて得られた額を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続を行うものとする。

2 実預託額の監視間隔は、実預託額が取引額に 100 分の 4 を乗じて得られた額以下となる場合には、原則として 1 分以内とするものとする。

3 ロスカット水準は、原則としてロスカット未収金が発生することがないように、対象

商品のレバレッジ、実預託額の監視間隔、電子情報処理組織の処理速度並びに市場のボラティリティ及びオープン時のギャップ等を考慮し、レバレッジに10分の6を乗じて得られる値を下回らない範囲で設定するものとする。

- 4 会員は、ロスカット未収金が発生した場合にはその原因を分析し、必要に応じてロスカット水準及び実預託額の監視間隔その他のロスカット取引の仕組み（以下「ロスカット水準等」という。）を見直すものとする。
- 5 会員は、顧客を単位とし、ロスカット水準等を定め、ロスカット取引を運用するものとする。ただし、顧客ごとに、通貨ペアごと又は取引ごと等、細分してロスカット水準等を定め、ロスカット取引を運用することができるものとする。
- 6 会員は、ロスカット水準等についてあらかじめ顧客に十分な説明を行うものとする。
- 7 前項の説明には、実預託額の監視について、あらかじめ顧客に説明している実預託額の監視間隔のとおりに行うことができないことがある場合にあっては、その旨及びその理由を含むものとする。

（ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応）

**第4条** 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引を正常に実行できなかった場合における顧客への対応方針を定めるものとする。

- 2 前項の対応方針は、会員の責に帰することができない事由による場合を除き、投資者の保護に資するよう定めるものとする。
- 3 会員は、ロスカット取引が行われることとなっている場合であっても、当該取引により顧客の預託する証拠金額を上回る損失が発生する可能性がある旨をあらかじめ顧客に適切に説明するものとする。

（内部管理）

**第5条** 会員の取締役会その他の機関は、定期的に又は必要に応じて随時に、ロスカット取引を実行した状況の報告を受けるものとする。

- 2 会員は、ロスカット取引の適正性を確認できるよう、ロスカット取引処理の開始時及び約定時の顧客への配信価格等を保存する等、ロスカット取引の実行状況を適時適切に判断する体制を整備するものとする。
- 3 会員は、ロスカット水準等の設定及び変更に関して、必要な社内手続（当該手続に際して市場分析結果その他の当該水準等の検討に必要な資料等を作成し、その作成の日から3年間保存することを含む。）を定めるものとする。

（その他）

**第6条** 本協会は、第3条第3項に規定する乗数について、ロスカット取引及びロスカット未収金の発生状況並びに市場のボラティリティ等に照らして必要があると認められる場合には見直しを行うほか、会員が適切にロスカット取引を運用できるように情報提供、指導及び監督を行い、そのために必要な人材の確保及び教育並びに電子情報処理組織等の整備に努めるものとする。

附 則（平成 23. 1. 26 制定）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28. 10. 7 一部改正）

この改正は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

（注）第 1 条を改正。

附 則（2020. 6. 17 一部改正）

この改正は、2020 年 12 月 1 日から施行する。

（注）全条を改正。